

学校いじめ防止基本方針

令和8年度

上田市立丸子中学校

一 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わないこと、さらに他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響のほか、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを主旨として、いじめの防止等の対策を行う。

二 いじめの定義

いじめとは、児童生徒が、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものを言う。

三 いじめに関する基本認識

- 1 いじめは「どの子どもにも、どこの学校（学級）」でも起こり得る問題である。
- 2 いじめは人権侵害であり、絶対に許されないという認識を学校全体に行き渡らせる。
- 3 いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- 4 いじめは教職員の教育観や指導の在り方が問われる問題である。
- 5 いじめは、学校と家庭、地域や関係機関等が連携して取り組むべき問題である。

四 学校及び教職員の責務

全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、その他関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応するように努める。

五 いじめ防止のための取組

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

1 生徒指導体制の充実

生徒指導とは、一人ひとりの生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質・行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。

本校では、学校の教育活動全体を通じて、命の大切さや善悪の判断、基本的な倫理観や規範意識を育てる。

また、教職員が生徒指導について共通理解をし、発達段階に応じた確かな生徒理解と教育相談を重視した生徒指導体制を図る。

- (1) いじめアンケートの調査実施 年2回（6、12月）
- (2) 教育相談の実施 年2回（6月、11月）

- (3) スクールカウンセラーの活用
- (4) 心の教室相談員、養護教諭との連携
- (5) 生活ノート「TSUNAGARU」を通じた生徒の様子の把握
- (6) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
- (7) 行動観察（出欠状況、行動）
- (8) 支援会議の開催（授業のスライドに組みこむ 毎週実施）
- (9) 生徒指導係会の開催（授業のスライドに組み込む 毎週実施）
- (10) 教務会、職員会での情報交換
- (11) 幼保小中との連携
- (12) 学級通信、学年通信、部活動通信等の教職員間の交流
- (13) 学校配信メールやホームページによる保護者への情報提供
- (14) 生徒指導連絡協議会を通じた警察との連携
- (15) 校内生徒指導係会や、生徒支援係会を通して生徒の状況を情報共有

2 教育相談体制の充実

生徒が日ごろから気軽に相談できる環境を作るため、日常の生活の中で教職員の声かけ等、教職員と子どもたちの信頼関係を築くことが大切である。

また、心の教室相談員やスクールカウンセラーの配置により、相談支援体制の充実を図る。

- (1) 個別面談（6、11月）
- (2) 生徒・保護者を対象とした教育相談
- (3) スクールカウンセラーによる教育相談
- (4) 教師と生徒のコミュニケーションの充実
- (5) 教職員を対象としたカウンセリング研修会の実施・参加
- (6) 相談室の整備、話しやすい雰囲気づくり
- (7) 心の教室相談員による相談
- (8) 外部相談機関の紹介

3 道徳教育・人権同和教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。

- (1) いじめ関連教材（図書）の充実
- (2) 人権教育講演会の実施
- (3) 人権同和教育月間（6、11月）
- (4) 発達障害への理解
- (5) 人権同和教育、道徳教育の年間計画作成

4 校内研修の充実

いじめに関する校内研修を実施し、いじめ問題について全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る。

- (1) 情報モラル研修
- (2) カウンセリングマインド研修
- (3) 発達障害の理解と対応研修

- (4) 事例研究
- (5) 公開授業研究

5 体験活動の充実

学校行事やボランティア活動、職場体験などの活動を通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育てたりするなど、発達段階に応じた体験教育を取り入れる。

- (1) ボランティア福祉体験
- (2) 職場体験
- (3) 伝統文化芸術体験
- (4) 宿泊体験学習
- (5) 異学年交流
- (6) 花の栽培・花壇の管理

6 生徒会活動の充実

生徒が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動をすすめる。

- (1) あいさつ運動
- (2) 縦割り活動
- (3) いじめゼロ運動 等

7 情報モラル教育の充実

情報モラル教育は、情報社会における正しい判断力や望ましい態度を育てる「心を磨く領域」と情報社会で安全に生活するための危険回避の方法を理解することや、セキュリティへの知識・技術、健康への配慮など「知識を磨く領域」である。インターネットや情報端末を使って、意図的または無意識のうちにいじめを行う側やいじめを受ける側になるケースがあるため、情報教育授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性を持たせながら情報モラル教育に取り組む。

- (1) 情報モラル授業の実施
- (2) 情報モラルの啓発
- (3) 生徒・保護者向け講演会
- (4) 学校便りによる情報の発信
- (5) メディアコントロール週間の実施

8 家庭や地域との連携の充実

日ごろから、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者や地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾け、日常的に連携を深める。

- (1) 保護者懇談会
- (2) 学年学級懇談会
- (3) 学校運営委員会（6月、1月）
- (4) 学校便りの発行
- (5) ホームページの公開
- (6) 学校参観週間（5月、11月）
- (7) 学校評価

六 いじめ発見に向けた取組

1 いじめを発見する方法

(1) 生徒の観察

- ①全職員の違った視点により、生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察し、生徒の発するサインを見落とさないようにする。
- ②登下校、休み時間、清掃時間や放課後の時間の生徒の様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教職員から声をかけ、様子を見る。
- ③教職員がいない場所ほどいじめが起こりやすいことから、登下校、休み時間、清掃時間や放課後の校内巡回を積極的に行う。
- ④欠席生徒の状況把握 欠席した原因がいじめでなかったか確認する。

(2) アンケート調査等の実施

- ①生活ノートや連絡帳の活用により、担任と生徒・保護者が日ごろから連絡を密に取ること
で、一信頼関係を構築し、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、
迅速に対応する。
- ②定期的にアンケート調査を実施する。記述内容の分析にはスクールカウンセラー等の専門
的な立場からの助言を得るなどの対応をする。

(3) 情報の共有

- ①教職員が一人で抱え込まないため、生徒に関する情報は、全て学年主任、生徒指導主事、
教頭、校長に速やかに報告し、共有する。
- ②職員朝会や職員会、学年会等において、日常的に情報交換を行うなど、必要な情報は全職
員で共有して対応し、早期発見に努める。

(4) 教育相談を通じた実態把握

- ①定期的に教育相談を全校生徒を対象に実施する。
- ②生徒が希望する時には、面談ができる体制を整えておく。
- ③担任はもとより学年職員、養護教諭、心の教室相談員のほか、誰でも話しやすい教職員に
相談してよいことを生徒に周知する。
- ④教育相談所やチャイルドライン等へのいじめの訴えや相談方法を生徒、家庭、地域に周知
する。

2 保護者や地域等からの情報提供

- (1) 日ごろからいじめ問題に対する学校の考え方や取り組みをホームページ等で保護者や地域
に周知し共通認識に立ったうえで、いじめの発見や情報提供の協力を求める。
- (2) 定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、生徒や保護者からの情報を積
極的に収集する。また、教頭が学校の相談窓口となり、保護者や地域からの情報が届きや
すくする。
- (3) 家庭にはネットのトラブル等小さな変化に気づいた時は躊躇無く声をかける等協力を求め
る。

七 いじめへの早期対応

1 学校体制での対応

(1) いじめを発見・通報を受けた場合

自分だけで解決しようと焦らず、学年職員、生徒指導主事に相談をし、学年全体で対応す
ると共に、教頭、校長へ報告をする。

(2) いじめの対応チームを編成

- ①学校全体で対応しなければならない時は「いじめ不登校対策委員会」の臨時会を開催す

る。

②校長のリーダーシップに基づき組織で対応する。

(3) いじめへの対応

①情報の整理

- ・いじめの態様、いじめに関わる生徒、周囲の生徒、緊急度の等の確認
- ・全教職員への情報提供と共通理解

②役割の分担

- ・いじめを受けた生徒からの事情聴取と支援
- ・いじめを行った生徒からの事情聴取と指導
- ・周囲の生徒と全体への指導

③指導の継続

- ・いじめに関する事案に一定の解決が見られた場合でも、その後も十分に注意を払い継続的な観察と指導を行う。

2 いじめを受けた生徒への対応

- (1) いじめられていると相談にきた生徒や、いじめの情報を伝えにきた生徒から話を聞く場合は、他の生徒の目に触れないように場所や時間等に配慮する。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、徹底していじめを受けた生徒の味方となり、守り通すことを約束し安心させる。
- (3) 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等の誰かに相談することを十分指導する。
- (4) いじめの事実関係を正しく把握することが必要だが、その場合冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的な理解に努め信頼関係を改めて築く。
- (5) 担任を中心に生徒が話しやすい教職員等複数で対応し、心に深い傷を負うなど、深刻な被害がある場合は、スクールカウンセラーなどと連携を図る。
- (6) 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。
- (7) 学校は、いじめが安易に解決したと判断せず、いじめが再発しないか観察を続け、支援を継続する。

3 いじめを行った生徒への対応

- (1) いじめは人間として絶対に許されない行為であることを厳しく指導する。
- (2) いじめを受けた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめを受けた子どもの人権を侵害する行為であることに気づかせる。
- (3) 事実関係といじめに至った背景や要因を確認し、改善指導につなげる。
- (4) いじめを行った子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気よく継続して指導する。
- (5) 学習活動、生徒会、部活動、または校内外での諸活動等を通して、本人の所属意識や自己有用感を高める。
- (6) いじめが一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行った生徒に対し、別室での指導や出席停止の対応をとり、警察等関係機関との連携による対応も含め、教育委員会とそうだしながら対応を検討する。
- (7) いじめが解決したと見られる場合でも、いじめが続いていることも少なくないので、その後も十分に注意を払い、継続的な観察と指導を行う。

4 保護者への対応

- (1) いじめを受けた生徒の保護者への対応

- ①事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握したいじめの事実を正確に伝え、保護者の心情を十分に理解するとともに、学校の指導方針を説明し「子どもを守る」という姿勢のもとに事後対応することに理解を求める。
- ②いじめの対応の経過をこまめに伝えるとともに、保護者に生徒の様子について情報提供の協力を求める。
- ③いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ④いじめが安易に解決したと判断せず、今後も経過を観察していくことを伝え、理解と協力を依頼する。

(2) いじめを行った生徒の保護者への対応

- ①学校で把握した事実関係は、速やかに経過とともに正確に説明する。
- ②いじめを受けた生徒や保護者の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ③具体的な対応や今後の生活について指導・助言し、保護者の理解と協力を求める。

(3) すべての保護者に対して

いじめ問題の早期解決を図るには、保護者との連携が必要である。場合によっては、保護者会等の場で保護者への説明を行う。その際には、個人情報取り扱いに留意しながら、事態の概要や今後の学校の対応方針等を説明し、協力を求める。

5 学級全体への指導

- (1) いじめは絶対にゆるされないという意識を全ての生徒に徹底させる。
- (2) いじめはいつでも、誰にでも起こることを踏まえ、いじめられている子どもの心の苦しみを理解させる。
- (3) いじめを見て見ぬふりをするのは、いじているのと同じだということを理解させ、いじめを発見したら教職員や保護者に知らせるように指導する。
- (4) 学級指導等を通して、いじめは自分たちの問題であるという当事者意識を学級全体で育てる。

6 インターネット等でのいじめへの対応

- (1) 誹謗・中傷等の書き込み等の情報があった場合は、内容の確認をする。
- (2) 書き込み等のあった掲示板等のサイト名、URL、投稿者名、メールアドレス等を控えるとともに、書き込みをプリントアウトして内容を保存する。
- (3) 書き込み等をした生徒に事実を確認し、ブログや投稿内容の削除を指導する。
- (4) 管理者、プロバイダー等への削除を依頼する。それでも削除されない場合は、法務局へ業者への指導を要請する。
- (5) 個人情報流出の場合もあるため、状況に応じて警察や関係機関へ相談するなどして対応方法を検討する。
- (6) 情報教育授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性を持たせながら情報モラル教育に取り組む。

八 いじめの防止等の対策のための組織

1 構成員

校長、教頭、教務主任、副教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、必要に応じて担任や関係の深い教職員等やスクールカウンセラーを加えて構成する。

また、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、石、教員・警察官経験者など外部専門

家等も加えて対応に当たるものとする。

2 組織が担う役割及び活動

- (1) 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な取り組みの年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- (4) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- (5) いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、この組織が情報収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに全て組織に報告、相談し、組織に集められた情報は整理して記録し、情報の集約と共有化を図る。

九 いじめに対する対応

- 1 生徒等からいじめに関わる相談や通報を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- 2 いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- 3 いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるため、必要に応じていじめを行った生徒を別室での指導や出席停止の対応をとる。
- 4 いじめに関わった保護者と共有するための必要な対策を行う。
- 5 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものである時は、上田警察署と連携して対応し、いじめを受けた生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは、直ちに上田警察署に通報し、適切に援助を求める。

十 重大事態への対応

学校は、重大事態が発生したときは、次の対応を速やかに行う。

- 1 重大事態が発生した旨を上田市教育委員会に報告する。
- 2 上田市教育委員会と協議のうえ、この事案に対応する組織を設定する。この組織は「いじめ不登校対策委員会」を母体として、事案の性質に応じて適切な専門家を加えて構成する。
- 3 上記組織は、事実関係を明確にするための調査を適切な方法により実施する。
- 4 調査結果については、いじめを受けた生徒や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 5 調査結果を上田市教育委員会へ報告する。
- 6 調査結果を踏まえた必要な対策を行う。

【外部専門家】

- ・上田警察署
- ・中央児童相談所
- ・弁護士
- ・医師
- ・臨床心理士
- ・スクールカウンセラー
- ・学識経験者
- ・社会福祉士
- ・社会福祉協議会
- ・民生児童委員等